

## ○国土交通省訓令第 7 2 号

国土交通省「交通空白」解消本部の設置に関する訓令を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 6 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

## 国土交通省「交通空白」解消本部の設置に関する訓令

(設置及び目的)

第 1 条 国土交通省の所掌事務に係る地域の足及び観光の足（以下「移動の足」という。）の不足の解消に関する対策を総合的に推進するため、国土交通省に、国土交通省「交通空白」解消本部（以下「本部」という。）を設置する。

(事務)

第 2 条 本部の事務は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省の所掌事務に係る移動の足の不足の解消に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長 大臣
- (2) 本部長代行 副大臣及び大臣政務官
- (3) 副本部長 事務次官、技監及び国土交通審議官
- (4) 本部員 官房長、大臣官房公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道運輸局長、東北運輸局長、関東運輸局長、北陸信越運輸局長、中部運輸局長、近畿運輸局長、中国運輸局長、四国運輸局長、九州運輸局

長、神戸運輸監理部長及び観光庁長官

- 2 本部長は、本部の事務を総括する。
- 3 本部長代行は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長及び本部長代行に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、第1項第4号に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。

(幹事会)

第4条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長の属する部局の職員のうち本部長が指名した者で構成し、総合政策局交通政策課長が主宰する。
- 3 前条第5項の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、関係局等の協力を得て、総合政策局交通政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この訓令は、令和6年7月17日から施行する。